

働き方・休み方改善コンサルタント 活用のご案内（無料）

「働き方・休み方改善コンサルタント」は、専門的な知識や、豊富な経験を有する社会保険労務士等から任用され、個別事業場の労働時間全般の相談、説明会・研修会の講師の派遣等に応じています。費用はかかりませんので、是非ご活用ください。

～ 企業が抱えるこんな悩みにコンサルタントが対応します ～

- 労働契約を結ぶ際に注意する点、働き方のルール等について教えてほしい。
- 労働時間管理の具体的な方法や変形労働時間制の導入について教えてほしい。
- 社員の健康管理を考え、恒常的に長い時間外労働を削減したい。
- 有給休暇の取得を促進し、消化率をもっと上げたい。計画的に付与したい。
- 労働条件整備（就業規則その他、規定類の整備）について相談したい。
- 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に取り組みたい。
- 社内研修で労務担当者に労働基準法、労働契約法等を説明してほしい。

コンサルタントの利用を希望される方は、お手数ですが、裏面の利用申込書をファックス等で送付してください。また、ご不明な点がございましたら、下記の「申込先」にお問い合わせください。

【申込先】

北海道労働局 雇用環境・均等部 指導課

〒060-8566

札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎9階

TEL 011 (709) 2311 (内線 3573)

FAX 011 (709) 8786

コンサルタント利用申込書

平成 年 月 日

北海道労働局雇用環境・均等部指導課 宛

事業場の名称 _____

事業場所在地 _____

担当者職氏名 _____

電話番号 _____

働き方・休み方改善コンサルタントを利用したいので、申し込みます。
訪問の希望日時は下記のとおりです。

記

第1希望 平成 年 月 日 () 時ごろ

第2希望 平成 年 月 日 () 時ごろ

第3希望 平成 年 月 日 () 時ごろ

(日程調整の都合上、希望日は、なるべく申込日後、1週間以上お開けください。)
※ご利用は開庁日(土・日・祝祭日を除く平日)における開庁時間内で調整させていただきますので、あらかじめご了承ください。

個別訪問申込書は、お手数ですが、FAXまたは郵送により北海道労働局雇用環境・均等部指導課あて提出してください。

FAX 011(709)8786

郵送〒060-8566 札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎9階